

水戸藩 大解剖

梅津新聞

(近世編①)

2020年
7月28日 火曜日

常陸太田市郷土資料館
(西二町 2186)
TEL:0294-72-3201

主な事業

・水利事業

河川などの水を水田に
利用するために整備

・鑄銭事業

(鉄銭をつくる事業)

・社寺整理

民を惑わす新興寺など
を取り除いた

特徴

参勤交代※1が免除になる代わりに
定府制となる(藩主は江戸に住む)

石高

慶長14年 25万石
(1609)



元禄年間 35万石
(1688-1703)

主な文化財

・西山御殿跡(西山荘)

【国指定史跡及び名勝】

・水戸徳川家墓所

【国指定史跡】

主な藩主

・初代 頼房

・2代 光圀

(『大日本史』編さんなど、さまざまな事業を行った)

・9代 斉昭

(藩を立て直すため、さまざまな改革を行った)

特筆事項

・物資の集散地として、商業がさかんだった

たばこ・紅花・製紙・酒造・焼き物・寒水石・斑石
など

・学業がさかんだった

(藩校や郷校がつくられた)

頼房、水戸藩主になる!

慶長7年(1602)5月、佐竹氏20代義宣は、徳川家康から突然秋田への国替えを命じられました。そして8月、佐竹氏家臣が秋田城を受け取っていた頃、常陸国では大規模な検地が行われていました。この検地は小さな土地すら見逃さない厳しいものだったため、担当した代官※2伊奈忠次(備前守)から通称「備前検地」と言われており、家康が常陸地方を直接支配下に置くとともに、より多くの年貢※3を徴収するための基礎を求めることが目的でした。

そして検地が完了した常陸地方には、まもなく新しい大名が配置されます。慶長7年11月、家康は第5子である武田信吉に15万石を与え、水戸に送りしました。しかし信吉は、水戸に入った翌年の慶長8年9月、わずか21歳の若さで病死してしまいます。

続いて同年11月、家康は信吉の所領に5万石を加え、わずか2歳の第10子長福丸(頼将のち頼宣)を領主にしました。頼宣はさらに翌年には5万石を加増され、25万石の大名となります。しかし若くして領主になった頼宣は、

兄義直、弟頼房とともに、父家康の膝元である駿府城で幼少期を過ごしており、結局、慶長14年(1609)に駿府藩に転じるまで一度も水戸に來たことはありませんでした。この時の領内の支配は、武田信吉の元家臣らが行ったり、幕府が直接支配したりしていました。

そして慶長14年、頼宣は水戸領を任されてからわずか6年で駿府城に移りました。頼宣の後に水戸領を任されたのは、頼宣の弟で家康の第11子鶴千代(頼房)です。ここに頼房を初代とする水戸藩が成立しました。

頼房は水戸領主となった時、わずか7

知っておきたい日本史 **徳川御三家** 江戸時代、大名には種類がありました。1つめは関ヶ原の戦いの後に徳川家に従った「外様大名」。2つめは関ヶ原の戦いの前から徳川家に従っていた「譜代大名」。3つめは徳川氏の一族的大名である「親藩」。この「親藩」の中でも特に位が高かったのが尾張、紀伊、水戸のいわゆる「徳川御三家」でした。御三家は徳川家を存続させるため、江戸幕府のトップである将軍が途絶えた時には跡継ぎを出すことになっており、水戸徳川家から一橋徳川家に養子に入った慶喜は、第15代将軍になりました。

歳でした。その後もしばらく駿府で過ごし、実際に水戸に足を運んだのは領主になってから10年目、元和5年(1619)のことでした。水戸藩は他の徳川御三家と違い、参勤交代を行わずに江戸に定住する定府制だったため、元和8年に3万石の加増があったものの、近くに役人を住まわせるなど、江戸での生活に費用がかさみ、財政面では大きな負担がかかっていました。

※1 参勤交代：大名が逆らわないよう妻や子どもを江戸に置かせ、大名には江戸と領地を1年ごとに行き来させた制度のこと。

※2 代官：幕府の代わりに、現地で領



地を支配する武士のこと。

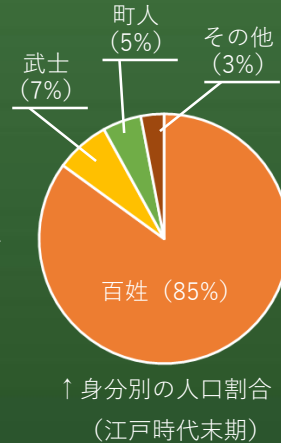
※3 年貢：現在でいう税金のこと。当時は米でした。

時は現物を納めるのが原則で、田の場合

水戸藩を学ぶ前の基礎知識

江戸時代の身分制度

江戸時代には身分制度が確立され、武士が百姓や町人を支配する社会のしくみができあがりました。



武士 武士は全人口の7%しかいませんでしたが、行政にかかわる仕事を行う、百姓や町人の上に立つ支配階級でした。城下町に住み、年貢米や俸禄米(給料として支給される米)で生活しました。

町人 主に都市に住む商人や職人のことを言います。百姓よりも負担が軽く、比較的自由でした。

百姓 百姓は、武士の生活を支える年貢を納めていました。大部分は農業をしていましたが(農民)、漁業・林業を行う者もいました。農村の中で、奉行や代官の指示に従い村を治めたり、財政を担当していたのが、庄屋や組頭といった村役人です。村役人は村民の中から選ばれますが、水戸藩では多くの場合、格式ある家が代々受け継いでいました。

江戸時代の支配体制

